

事務連絡
令和4年8月8日

介護施設・事業所 運営法人代表者様
管理者様

松江市健康福祉部介護保険課長

B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（通知）

平素より、本市の介護行政に多大なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和4年7月29日付保衛第395号により通知しております標題の件について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡が令和4年7月22日付け及び同月30日付けで一部改正されました。このことから、同通知の内容を、本市においては当面の間、下記のとおり対応することとしましたので、ご承知おきください。

記

- 1 同一世帯内で感染者が発生した場合（2、3の場合を除く）、濃厚接触者の待機期間は、感染者の発症日（無症状病原体保有者にあつては検体採取日）又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする。なお、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。
- 2 医療従事者、介護従事者、障がい者支援施設等の従事者、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校(前期課程)・特別支援学校及び放課後児童クラブの従事者が濃厚接触者となった場合の待機期間は、最終曝露日から5日間（6日目解除）を原則とし、事業を継続するために、事業者がやむを得ないと判断する場合に限り、2日目及び3日目の自費検査で陰性を確認することにより待機期間を3日目から解除を可能とする。
- 3 医療従事者、介護従事者、障がい者支援施設等の従事者、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校(前期課程)・特別支援学校及び放課後児童クラブの従事者が濃厚接触者となった場合、事業を継続するために、事業者がやむを得ないと判断する場合に限り、待機期間中においても、以下の事務連絡に基づく要件を満たしたうえ、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

<医療従事者>

- 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年

8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年7月25日一部改正）

<介護従事者>

- 「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同健康局健康課予防接種室、同老健局高齢者支援課、同認知症施策・地域介護推進課、同老人保健課連名事務連絡（令和4年7月26日一部改正）

<障害者支援施設等の従事者>

- 「障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同健康局健康課予防接種室、同社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡（令和4年7月26日一部改正）

<保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校(前期課程)・特別支援学校及び放課後児童クラブの従事者>

- 「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同子ども家庭局総務課少子化総合対策室、同保育課、同子育て支援課、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課連名事務連絡（令和4年7月26日一部改正）

- 4 上記1から3の見直し後も引き続き、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めることとする。

<問い合わせ先>

松江市健康福祉部介護保険課

事業所指定係

TEL : (0852)55-5689